

資料 5 - 2

園芸施設共済の基準共済掛金率の算定方式の考え方（案）

平成 21 年 4 月 1 日以降に共済責任期間が開始する園芸施設共済の共済関係に適用する基準共済掛金率は、次により算定する。

1 基礎被害率

施設区分ごと、園芸施設共済の共済目的等による種別ごと及び農林水産大臣が定める地域ごとに、直近 20 年間の実績金額被害率を基礎とし、必要に応じて修正を行ったものを各年の基礎被害率とする。

2 基準共済掛金率

施設区分ごと、園芸施設共済の共済目的等による種別ごと及び農林水産大臣が定める地域ごとに、各年の基礎被害率の平均値を算定し、その平均値に所要の安全率を付加したものを園芸施設基準共済掛金率とする。